

自由金利型定期預金〔大口定期〕規定

令和2年4月1日改定

1. 自動継続

- (1) 自由金利型定期預金（以下、「この預金」といいます。）のうち自動継続扱いのものは、通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は999回を限度とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭に表示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じです。）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. 預金の支払い時期等

- (1) この預金のうち自動継続扱いでないものは、通帳・証書記載の満期日以後に支払います。
- (2) この預金のうち自動継続扱いのものは、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。

3. 利息

- (1) 預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳・証書記載の利率により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じです。）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳・証書記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下、自動継続扱い以外を含めて「約定利率」といいます。）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、あらかじめ指定された預金口座（以下、「指定口座」といいます。）への振替または元金への組入れにより、その満期日に支払います。
- (2) 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算し次により支払います。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳・証書記載の中間利払利率（自動継続扱いの場合の継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳式の場合、通帳、証書式の場合、証書とともに提出してください。
 - ② 中間払利息を差し引いた利息の残額は、満期日以後に、この預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、指定口座へ入金するかまたは元金へ組入れて継続します。
- (3) 預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の2年後より5年後までの応当日を満期日としたこの預金（1年ごとの応当日を満期日としたものに限ります。）の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、指定口座に入金する場合は、第1項および第2項にかかわらず、次により支払います。
 - ① 利息の支払いが1ヵ月ごとの場合
預入日から満期日の1ヵ月前の応当日までの間に到来する預入日の1ヵ月ごとの応当日を利息支払日とし、次の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として、指定口座へ入金します。その利息を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。
$$1 \text{ ヵ月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 1 / 12$$
 - ② 利息の支払いが2ヵ月ごとの場合
預入日から満期日の2ヵ月前の応当日までの間に到来する預入日の2ヵ月ごとの応当日を利息支払日とし、次の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として、指定口座へ入金します。その利息を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。
$$2 \text{ ヵ月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 2 / 12$$
 - ③ 利息の支払いが3ヵ月ごとの場合
預入日から満期日の3ヵ月前の応当日までの間に到来する預入日の3ヵ月ごとの応当日を利息支払日とし、次の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として、指定口座へ入金します。その利息を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。
$$3 \text{ ヵ月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 3 / 12$$
 - ④ 利息の支払いが4ヵ月ごとの場合
預入日から満期日の4ヵ月前の応当日までの間に到来する預入日の4ヵ月ごとの応当日を利息支払日とし、次の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として、指定口座へ入金します。その利息を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。
$$4 \text{ ヵ月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 4 / 12$$

⑤ 利息の支払いが6ヵ月ごとの場合

預入日から満期日の6ヵ月前の応当日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応当日を利息支払日とし、次の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として、指定口座へ入金します。その利息を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

$$6 \text{ ヶ月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 6 / 12$$

ただし、第1号から第5号による利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳式の場合、通帳、証書式の場合、証書とともに提出してください。

(4) 継続を停止した場合の利息（中間払利息および第3項により支払われた利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(5) 当金庫がこの預金を定期預金共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第5条第3項の規定により解約する場合、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または第3項による利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日または第3項による利息支払日が複数ある場合は、その合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6ヵ月未満	解約日における普通預金利率
B	6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%
C	1年以上3年未満	約定利率×70%

ただし、BおよびCについては、解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率とします。

② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6ヵ月未満	解約日における普通預金利率
B	6ヵ月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×50%
D	1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%
F	2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×90%

ただし、BからFについては、解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率とします。

③ 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6ヵ月未満	解約日における普通預金利率
B	6ヵ月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×20%
D	1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×30%
E	2年以上3年未満	約定利率×40%
F	3年以上4年未満	約定利率×70%

ただし、BからFについては、解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率とします。

④ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6ヵ月未満	解約日における普通預金利率
B	6ヵ月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×50%
F	4年以上5年未満	約定利率×70%

ただし、BからFについては、解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率とします。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 規定の変更等

(1) この規定は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および取引期間、金額、金利その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。

(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヵ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上